



育児休業給付金延長手続のポイント！！

延長手続に必要な添付書類について

保育所入所保留の理由で延長される場合は、以下の3点の書類が必要です。

- ・市区町村に保育所等の利用申込みを行ったときの申込書の写し
- ・保育所等の利用ができない旨の通知（入所保留通知書・入所不承諾通知書等）
- ・育児休業給付金支給対象期間延長事由認定申告書（厚生労働省パンフレット 育児休業等給付の内容と支給申請手続を参照）

ワンポイント

保育所等への入所希望日は、原則、「1歳に達する日の翌日以前の日（多くの市区町村では誕生日の1日）」である必要があります。

申込みを希望する自治体では、何月までに申込みをしなければならないのか、1歳の誕生日の半年前から確認しておきましょう。



ハローワーク港北でよくある質問！

Q.

保育所等の利用申込書での保育所等を複数申込むことができますが、複数申込みを行う必要がありますか。

A.

複数の保育所への申込みは要件となっていません。ただし、合理的な理由なく、片道30分以上要する保育所等のみ申込みをしている場合は、他の保育所等も申込みを行う必要があります。

Q.

保育所の利用申込書の中に「希望の保育所に入所できなかった場合は育児休業の延長も許容できる」といったチェック欄がありますが、この項目にチェックして申込むと延長が認められなくなりますか。

裏面に続きます

A.

入所できれば職場復帰予定である方に対し、入所できなかった場合の確認を行っているものであれば、これのみをもって延長が否認されることはありません。

なお、育児休業給付が認められないケースとは『育児休業の延長を積極的に希望する意思表示』であり、例えば「職場復帰の意思がない」「育児休業の延長を希望する」「入所保留となることを希望する」といった意思表示を行うことを指します。

Q.

申込みを行った市区町村では、一度申込みを行うと、その年度内は毎月自動的に選考を行っています。1歳6か月に達する日後の延長のタイミングで再度申込みが行えないと市区町村の担当者から伝えられた場合はどうしたらいいでしょうか。

A.

延長事由認定申告書に、「申込みを行った市区町村では、一度申込みを行うと、その年度内は毎月自動的に選考を行っており、再度申込みができません。」と記載いただき、1歳に達する日の翌日の2か月前の日以降に発行された入所保留通知書をご用意ください（横浜市等では、何月時点で入所保留中との文言が記載されていますので、誕生月に入所保留中であることがわかる入所保留通知書が必要です）。



ハローワーク港北

R080204